

中央環境審議会二十一世紀環境立国戦略特別部会議事運営規則の廃止について(案)
(平成二十四年 月 日中央環境審議会決定)

中央環境審議会二十一世紀環境立国戦略特別部会議事運営規則(平成十九年二月十三日中央環境審議会決定)は、廃止する。

[参 考]

中央環境審議会二十一世紀環境立国戦略特別部会議事運営規則
(平成十九年二月十三日中央環境審議会決定)

(特別部会の設置)

第一条 中央環境審議会議事運営規則(平成十三年一月十五日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第四条各号に掲げる部会のほか、中央環境審議会に、二十一世紀環境立国戦略特別部会(以下「特別部会」という。)を置く。

2 特別部会の所掌事務は、二十一世紀環境立国戦略に関する総合的な検討に関することとする。

(準用)

第二条 議事運営規則のうち、部会の議事運営に関する規定は、特別部会に準用する。

附 則

この規則は、中央環境審議会の決定の日から施行する。